ご案内資料

中小企業経営強化税制（B類型）優遇措置の具体的な内容

即時償却・税額控除のしくみ／対象・要件／手続き／計算例

2026年10月15日時点の公表情報に基づく

株式会社白山テクノサービス
15.Oct.2026 Ver.1

エンジニアリングソリューションサービス
株式会社 白山テクノサービス

制度の全体像：設備投資の税負担を軽くする制度

どんな制度か

- 中小企業等経営強化法の「経営力向上計画」の認定を受けた中小企業が、計画に基づいて取得した設備に使える税制
- 取得した年度に「即時償却」または「税額控除」を選べる

B 類型（収益力強化設備）とは

- 投資計画の年平均投資利益率が 7% 以上と見込まれる設備
- 経済産業局の確認書が必要
- 工業会の証明書が取れない設備（井戸水クーラー等）でも使える類型

適用期限： 2027 年 3 月 31 日までに設備を取得し、事業に使い始めること（令和 9 年度税制改正で延長・拡充が要望されていますが、内容は 12 月の税制改正大綱で決まります）

最重要： B 類型は設備を取得（発注・納品）する前に申請が必要です。導入済みの設備には使えません。

e-TEC エンジニアリングソリューションサービス 株式会社 白山テクノサービス

優遇措置の選択肢：即時償却 または 税額控除

① 即時償却（特別償却）

- 取得価額の全額を、取得した年度に損金（経費）にできる
- 特別償却の額＝取得価額−普通償却限度額
- 税額が減るのではなく、翌年以降の税負担を前倒しで軽くする（課税の繰り延べ）
- 特別償却準備金として積み立てる方法も可

② 税額控除

- 取得価額の 10% を法人税額から直接差し引ける（資本金 3,000 万円超の法人は 7% ）
- 控除は当期の法人税額の 20% が上限（中小企業投資促進税制の控除と合算）
- 上限を超えた分は 1 年間繰り越せる
- 税額そのものが減る（繰り延べではない）

同じ設備に①と②を両方使うことはできません。設備ごとに①か②を選ぶことはできます。所有権移転外リースの場合は② 税額控除のみです。

エンジニアリングソリューションサービス
株式会社 白山テクノサービス

即時償却と税額控除の比べ方

観点	① 即時償却	② 税額控除（10%）
効果の性質	課税の繰り延べ（翌年以降の償却費が無くなる）	税額の減少（取得価額の 10% ）
向いている状況	取得年度の利益が大きく、手元資金を早く残したい	毎年安定して法人税を納めている
上限	取得価額の全額まで（利益が少ないと効果が出にくい）	当期法人税額の 20% まで（超過分は 1 年繰越）
地方税への影響	所得が減るため法人事業税・住民税にも反映（仕組み上）	法人住民税の扱いは顧問税理士様にご確認ください

※ 地方税の取扱いは地方税法の規定によります。具体的な影響額は顧問税理士様にご確認ください。

エンジニアリングソリューションサービス
株式会社 白山テクノサービス

対象となる事業者

法人

- 青色申告をする資本金 1 億円以下の法人
- 除外：同じ大規模法人に株式の 1/2 以上、または複数の大規模法人に 2/3 以上を持たれている法人
- 除外：前 3 年の平均所得が 15 億円を超える法人（適用除外事業者）
- 経営力向上計画の認定を受けていること

個人事業主・業種

- 個人：青色申告をする常時使用従業員 1,000 人以下の事業者（所得税で控除・償却）
- 指定事業：製造業、建設業、卸売・小売業、サービス業など
- 対象外：電気業、娯楽業（映画業を除く）など

エンジニアリングソリューションサービス
株式会社 白山テクノサービス

対象となる設備と最低取得価額

設備の種類	1台・1基あたりの取得価額	例
機械装置	160 万円以上	生産設備・加工機械など
工具・器具備品	40 万円以上（令和 8 年 4 月以降の取得）	測定工具・検査工具など
建物附属設備	60 万円以上	工場内の冷暖房設備・電気設備など
ソフトウェア	70 万円以上	生産管理システムなど

- 生産・販売など事業活動に直接使う設備が対象。事務所・寄宿舎・福利厚生施設、事務用の器具備品は対象外
- 工場の生産に使う冷暖房設備は対象の例として示されています（Q&A 共 -3）
- 新品に限る（中古品は対象外）。井戸水クーラーの資産区分（建物附属設備か等）は顧問税理士様にご確認ください

エンジニアリングソリューションサービス 株式会社 白山テクノサービス

B 類型の要件：年平均投資利益率 7% 以上

年平均投資利益率 ＝ （営業利益＋減価償却費）の増加額の平均 ÷ 設備投資額　≧ 7%

増加額：設備を取得した年度の翌年度以降の各年度の増加額を平均　／　設備投資額：取得する年度の設備の取得価額の合計

計算のポイント

- 設備投資額には、投資目的に必要な設備を（税制の対象外の設備も含めて）すべて入れる
- 補助金を受ける場合も、圧縮記帳前の金額で計算する
- 井戸水クーラーでは、電気代の削減額などが利益の増加になる

必要な確認

- 公認会計士または税理士の事前確認（顧問税理士でも可）
- 本社を管轄する経済産業局の確認書（石川・富山・愛知などは中部経済産業局）
- 取得後は実施状況報告が必要

エンジニアリングソリューションサービス
株式会社 白山テクノサービス

手続きの流れ（設備を取得する前に申請）

投資計画作成	税理士等の事前確認	経産局へ確認申請	確認書交付	経営力向上計画の認定	設備取得事業に使用	税務申告
効果試算	様式 2	取得前に	約 1 か月	標準 30 日	期限 2027/3/31	別表 6(23) 等

申告時に添付するもの

- 経営力向上計画の申請書・認定書の写し
- 経済産業局の確認書の写し
- 税額控除は別表 6(23)（令和 8 年 4 月 1 日以後終了事業年度）

取得後の報告

- 設備を取得した事業年度の翌事業年度終了後 4 か月以内に、実施状況報告（様式 6 ）を経済産業局へ提出
- 確認申請から計画認定まで約 1.5 ～ 3 か月かかるため、早めの着手が必要

エンジニアリングソリューションサービス
株式会社 白山テクノサービス

補助金・固定資産税の特例との組み合わせ

補助金と併用する場合

- 補助金を受けた設備も対象
- 税制の対象額は「補助金で圧縮記帳した後の取得価額」
- 圧縮後の価額が最低取得価額を下回ると対象外
- 投資利益率の計算は圧縮前の金額で行う

固定資産税の特例（別制度）

- 市町村の「先端設備等導入計画」の認定で、償却資産の固定資産税を軽減
- 賃上げ 1.5% 以上の表明で 3 年間 1/2 、 3% 以上で 5 年間 1/4
- 機械装置 160 万円以上、建物附属設備 60 万円以上（償却資産として申告するもの）
- 経営強化税制と重複して利用可。期限は 2027 年 3 月 31 日、認定は取得前に必要

エンジニアリングソリューションサービス
株式会社 白山テクノサービス

計算例： 2,000 万円の冷房設備を導入した場合（説明用）

① 即時償却を選んだ場合

- 取得した年度に 2,000 万円全額を損金にできる
- 通常は耐用年数にわたって少しずつ償却する金額を、１年目にまとめて計上
- 2 年目以降はこの設備の償却費は無くなる（課税の繰り延べ）

② 税額控除 10％ を選んだ場合

- 控除額： 2,000 万円 ×10％ ＝ 200 万円
- 法人税額が 1,000 万円の会社：上限 200 万円（ 1,000 万円 ×20％ ）→ 200 万円全額を控除
- 法人税額が 500 万円の会社：上限 100 万円 → 100 万円控除し、残り 100 万円は翌年度へ繰越

補助金を併用した場合は、補助金を差し引いた（圧縮記帳後の）金額が計算の基礎になります。

e-TEC エンジニアリングソリューションサービス 株式会社 白山テクノサービス

当社がご支援できること・ご注意いただくこと

当社のご支援

- 電気代削減額などから投資利益率 7% 以上の見込みを試算
- 投資計画（様式 1）作成用の数値・見積書・仕様書のご用意
- 確認書・計画認定の時期に合わせた発注・工事日程の調整

ご注意いただくこと

- 発注・設備取得の前に経済産業局へ申請（導入後は使えません）
- 適用期限は 2027 年 3 月 31 日（延長は未確定）
- 資産区分・地方税の扱い・どちらを選ぶかは顧問税理士様とご確認ください

※ 本資料は 2026 年 10 月 15 日時点の公表情報をもとにした一般的なご案内です。税制の適用可否は貴社の状況により異なります。

出典（2026年10月15日確認）

国税庁 タックスアンサー No.5434
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除： https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5434.htm

国税庁 タックスアンサー No.5432 （中小企業者の範囲）： https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5432.htm

中小企業庁 中小企業経営強化税制 Q&A： https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/kyokaqanda.pdf

中小企業庁 中小企業経営強化税制： https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kyoka_zeisei.html

中小企業庁 B類型申請の手引き： https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kakuninsyo/b_shinseitebiki.pdf

関東経済産業局 B類型（経営力向上設備）申請： https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyo/kojo_keikaku/Brui_shinsei.html

中部経済産業局 経営力向上設備： https://www.chubu.meti.go.jp/c13keiei/keieikyouka/keieiryokukoujyousetubi.html

中小企業庁 中小企業税制パンフレット（令和7年度版）： https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/pamphlet/zeisei_r7.pdf

中小企業庁 固定資産税の特例： https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/tokurei/kotei_shisan.html

国税庁 法人税申告書別表一覧（2026年）： https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/itiran2026/01.htm

エンジニアリングソリューションサービス
株式会社 白山テクノサービス